2024年12月(2025年1月引き落とし分)から

DB等の他制度に加入している方(公務員を含む)は、

iDeCoの拠出限度額が1.2万円→最大2万円に変わります

2024年12月以降の変更点



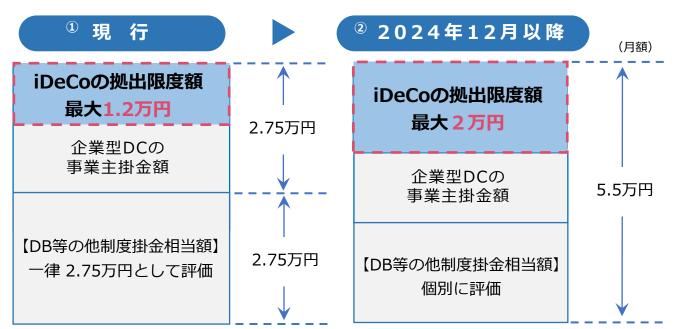
iDeCoの掛金額を最大2万円※¹まで引き上げることができるようになります。

※1 DB等の他制度掛金相当額と企業型DCの事業主掛金額の合計額が3.5万円以下の場合。なお、3.5万円を超えるケースなど、拠出限度額については裏面も合わせてご確認ください。

【現在のiDeCoの制度と2024年12月の改正の背景】

- 現行の制度では、DB等^{※2}の他制度に加入している方のiDeCoの拠出限度額は、 1.2万円が上限となっています。(図①)
- ※2 確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、公務員の退職等年金給付(共済)
- 2024年12月以降、加入するDB等の他制度掛金相当額(公務員は共済掛金相当額)の評価方法を実態にあった算定方法へ見直し、他制度に加入する方の拠出限度額について公平を図ります。(図②)

【現行】:一律、月額2.75万円 ⇒ 【変更後】:個別に評価



- ※ DB等の他制度のみに加入している方(企業型DC非加入者)の企業型DCの事業主掛金額はないものと考えます。
- ① 月額2.75万円から各月の企業型DCの事業主掛金額を控除した残余の範囲内(最大1.2万円)で、iDeCoの掛金を各月拠出 (各月の企業型DCの事業主掛金が1.55万円を超えると、iDeCoの掛金が減額)
- ② 月額5.5万円から事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)を控除した残余の範囲内(最大2万円)で、iDeCoの掛金を各月拠出(事業主の拠出額が3.5万円を超えると、iDeCoの掛金が減額)



拠出限度額(掛金額の上限)に関する注意事項

各月の企業型DCの事業主掛金額やDB等の他制度掛金相当額の評価額によっては、 iDeCoの拠出限度額が2万円とならない場合があります。

例:企業型DCとDB等の他制度に加入していて、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合 月額5.5万円-4万円 = 1.5万円が上限

例 iDeCoの拠出限度額 iDeCo拠出限度額は2万円ですが 1.5万円 この場合は1.5万円になります。 【企業型DCの事業主掛金額】 1万円 5.5万円 企業型DC+DB等 【DB等の他制度掛金相当額】 4万円 3万円 お手続きが必要な方について

- 拠出限度額の引き上げに併せて、**掛金額の変更を希望される方はお手続きが** 必要です。
- DB等の他制度に加入している方(公務員の方を含む)のiDeCoの掛金の拠 出方法は、毎月定額拠出のみ可能となります。現在、iDeCoの掛金が年単位 拠出となっている方は、**毎月定額拠出への変更のお手続きが必要です。**
- 毎月定額拠出への切り替え手続きを行わなかった場合、2024年12月掛金 (2025年1月引き落とし)以降、iDeCo掛金が拠出停止となります。

iDeCo掛金額の変更のお手続き、毎月定額拠出への変更のお手続きの詳細は、ご自身が iDeCoの手続きをした金融機関等(運営管理機関)へお問い合わせください。

ご注意ください

実際に拠出できるiDeCoの掛金額は、企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額で決ま ります。なお、DB等の他制度掛金相当額には、公務員の共済掛金相当額も含み、複数のDB等に加 入の場合、各々の掛金相当額の合算が必要です。

既にiDeCoに加入されている方でも、企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額に よっては、現在拠出しているiDeCoの掛金が減額調整されたり、iDeCoの掛金の最低額(月額5 千円)を下回り掛金を拠出できなくなる可能性があります。

- iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合の脱退一時金の取り扱いは こちらの二次元コードからご確認ください。
- 企業型DCの事業主掛金額は、企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)の 加入者専用サイトでご確認ください。
- DB等の他制度掛金相当額は、事業主(人事や福利厚生担当者等)にご確認ください。(2020年の制度改正/2024年12)



